

学生インターン事業（学生実習生派遣）実施要綱

4 公東観地事 第 10 号

令和 4 年 5 月 10 日

5 公東観地事 第 1833 号

令和 6 年 2 月 16 日改正

6 公東観地事 第 1888 号

令和 7 年 3 月 3 日改正

（要綱の目的）

第 1 この要綱は、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が行う、都内観光協会等（以下「協会等」という。）への学生インターンシップ（学生実習生派遣）制度に關しての基本的な事項について定める。

なお、「協会等」とは、地域の観光産業の振興を図る事業を実施する団体で、かつ、東京都内の区市町村又は東京都との連携の下に設立された団体をいう。

（インターンシップの目的）

第 2 関東圏の大学又は専門学校（以下「大学等」という。）の学生を協会等に派遣することにより、大学等が有する人材や知見を、協会等の事業運営に活用するとともに、将来の地域活性化の新たな担い手を育成することを目的として、学生インターンシップ制度を実施する。

（学生実習生の派遣手続等）

第 3 学生は、協会等において実習を希望するときは、財団に対して、電子申請により実習の申込みを行うものとする。

2 財団は、学生から実習の申込みがあったときは、協会等の行う業務に支障がないことに留意して受入れの可否を決定し、学生に通知する。

3 前項の規定に基づく決定を行う際は、財団は実習の受入れ先となる協会等に協議するものとする。

4 財団は学生を派遣する場合は、事前に、大学等と別記様式 1 の協定書（以下「協定書」という。）により協定を締結する。

5 学生及び協会等は、本要綱の規定を遵守し、財団に対して、別記様式 2 又は別記様式 3 の誓約書（以下「誓約書」という。）を事前に提出しなければならない。

（報酬及び費用弁償等）

第 4 財団は、実習の派遣を決定した学生（以下「学生実習生」という。）に対して賃金、報酬及び手当等その他の一切の金品を支給しない。ただし、実習の受入れ先となる協会

等への交通に係る旅費及び財団が必要と認める出張に係る旅費等の実費弁償についてはこの限りではない。

- 2 財団は、多摩・島しょ地域の協会等へ学生実習生を派遣する場合は、学生実習生へ財団が必要と認める宿泊施設の提供を行うことができる。

(学生実習生の身分)

第5 学生実習生は、大学等の学生としての身分を保有する。

(実習中における事故責任等)

第6 大学等及び学生実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 学生実習生が、故意又は過失により協定書又は誓約書の規定に反する行為を行ったときは、大学等及び学生実習生は、これにより協会等及び被害を受けた第三者に対して連帯して責任を負わなければならない。

(実習を変更又は中止する場合)

第7 財団は、協会等又は学生実習生が、協定書又は誓約書の規定に反する行為を行ったときは、実習を変更又は中止することができる。この場合、財団は協会等、大学等及び学生実習生にその旨通知するものとする。

- 2 財団は、天変地異、その他政治状況の劇的な変化等があったときは、実習を変更又は中止することができる。この場合、財団は協会等、大学等及び学生実習生にその旨通知するものとする。

(実習の証明)

第8 財団は、大学等が、学生実習生の実習内容等について証明を求めたときはこれを行うものとする。

(学生実習生の個人情報の取扱)

第9 財団は、法令等に定めのある場合を除き、学生実習生の個人情報等、本事業の過程で収集した個人情報について、本人の同意なく本事業の目的以外には使用せず、第三者提供を行わない。

- 2 財団は、前項により収集した個人情報の管理については万全を期す。また、実習終了後、本事業運営上保有の必要がなくなった時点で速やかに個人情報の破棄を行う。

(その他別に定める事項)

第10 この要綱に定めるもののほか、学生インターン事業（学生実習生派遣）に関して必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 3 日から施行する。